小売業に属する事業を行う容器包装多量利用事業者の定期の報告に関する事項を定める省令の一部を改正する省令

小売業に属する事業を行う容器包装多量利用事業者の定期の報告に関する事項を定める省令（平成十八年農林水産省、経済産業省、厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別記様式（第７条の６関係）

定　期　報　告　書

［略］

事業者名	
事業者の代表者の氏名	
事業者の所在地	電話（　　—　　—　　）
業　種	
当該事業者が営む当該業種に属する事業に加盟する者の有無	
作成責任者名	

第１表　容器包装を用いた量

素材区分		重量［kg］
主としてプラスチック製の容器包装		①
	うち、プラスチック製の買物袋	①
	うち、厚手のプラスチック製の買物袋	①
	うち、海洋生分解性プラスチック製の買物袋	①
	うち、バイオマスプラスチック製の買物袋	①
主として紙製の容器包装（主として段ボール製の容器包装を除く。以下同じ。）		①
	うち、紙製の袋	①
主として段ボール製の容器包装		①
その他の容器包装		①
合計		
対前年度比（％）		

改正前

別記様式（第７条の６関係）

定　期　報　告　書

［略］

事業者名	
事業者の代表者の氏名	
事業者の所在地	電話（　　—　　—　　）
業　種	
作成責任者名	

第１表　容器包装を用いた量

素材区分		重量［kg］
主としてプラスチック製の容器包装		①
（参考）	うち、主としてプラスチック製の袋	
主として紙製の容器包装（主として段ボール製の容器包装を除く。以下同じ。）		①
（参考）	うち、主として紙製の袋	
主として段ボール製の容器包装		①
その他の容器包装		①
合計		
対前年度比（％）		